

平成17年5月19日

第11回経済財政諮問会議（H17.5.18）における
谷垣禎一財務大臣の提案に対する意見

地 方 六 団 体

全国知事会会長	麻生 渡
全国都道府県議会議長会会長	米田 義三
全国市長会会長	山出 保
全国市議会議長会会長代行	木村 市助
全国町村会会長	山本文男
全国町村議会議長会会長	中川 圭一

昨日の経済財政諮問会議において、今後の地方財政改革について谷垣財務大臣の意見が開陳されたが、その多くは地方財政や地方交付税制度を理解しない主張であり、これまで、国と地方の間で改革について真摯に協議を行ってきた信頼関係を損ねるもので、地方としては受け入れられないものである。

まず、第一に、「歳出カットにより『地方一般財源』を4.3兆円削減する」という趣旨の記述である。これは地方を大混乱に陥れた平成16年度の2.9兆円を上回る大幅な削減であり、住民サービスの大幅な低下を招き、地方の自主的な政策を不可能にするものである。

このような主張は、国の財政破綻回避のために、負担を一方的に地方へ転嫁するものである。地方はこれまで国を上回る歳出削減を行ってきており、国は地方に負担を転嫁するのではなく、自らの改革に取り組むべきである。

さらに、このことは、「地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行う」「地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する」という方針を出している「基本方針2004」及び昨年11月の「政府・与党合意」に反するものであり、容認できない。

第二は、「真の地方の自立のために、地方交付税の法定率を引き下げる」としていることである。そもそも、地方交付税は、地方の固有財源(国が地方に代わって徴収する地方税)であり、地方財政の自立に不可欠なものである。法定率の引き下げを行うことが地方の自立につながるかのような主張は誤りである。

地方交付税の不足額は、本来地方交付税の法定率分の引き上げで対応すべきものであるが、国の財政難を理由に、地方交付税特別会計借入、臨時財政対策債等で対応することを余儀なくされ、やむを得ず地方が協力して行っているものである。

このような事実を無視するばかりか、法定率の引き下げにまで言及することは、交付税制度の根幹を覆すものであり、これまでの国と地方の信頼関係を著しく損ねるものである。

第三は、「地方公務員給与や一般行政経費の支出が計画計上額を上回るのは、投資単独の過大計上により生じた財源を充当した結果であり、そもそも問題である」としていることである。地方財政計画と決算との乖離に関しては、これまで地方六団体が主張しているとおり、地方公共団体の財政需要が投資から経常に変化している実態を踏まえ、投資的経費と経常的経費を同時一体的に是正すべきである。

第四は、「建設国債を財源とする施設整備等国庫補助負担金については税源移譲の対象とすることは不適當」としていることである。建設国債を財源としているが、最終的には税で償還するものであることから、建設国債を財源とする国庫補助負担金についても税源移譲の対象となるものである。

これらの国庫補助負担金を税源移譲することにより、地域のニーズに応じて整備時期や規模等を判断し、住民生活に密着した施設整備が実施できるものである。

第五に、「国庫補助負担金の交付金化により、地方の自主性、裁量性を拡大した」としていることである。交付金化は地方への税源移譲に結びつかないばかりか、国に権限が残り、補助金としての実態に変わりがなことから、改革として認められないものである。

これらのことについて、地方六団体としては、経済財政諮問会議において意見を述べるため、現在その機会が得られるよう要請しているところであるが、改めて、その早急な実現を求めるものである。